

令和7年度障害者雇用職場リーダー養成講座実施業務

公募プロポーザルに係る質問への回答

[質問①] フォローアップ研修について

- ・内容や実施回数に指定や制限はありますか。
- ・座学研修とは別の研修ですか。

[回答①]

フォローアップ研修は、座学研修の振り返りや業務上の課題検討など、座学研修で学んだ内容の理解を深め、今後の取り組みにつながる内容としてください。

したがって、フォローアップ研修は座学研修とは別の研修であり、座学研修終了後に実施してください。なお、実施回数に指定や制限はございません。

[質問②] 座学研修について

- ・4回ともすべて同じ内容や、2部構成を2セット計4回など、パターンについて指定はなく企画提案内容となりますか。

[回答②]

仕様書に記載された内容が網羅されていれば、パターンについて指定はございません。受講者が参加しやすく、障害者雇用に取り組むためのスキルが習得できる内容としてください。

[質問③] 広報について

- ・山口県から県内企業の障害者雇用率が分かるリストの送付はありますか。

[回答③]

山口県では企業ごとの障害者雇用率について集計を行っていないため、リストの送付は致しかねます。